## 議案第13号

## 平成 25 年度三重県伊賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度三重県伊賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数		281床		
(2)	年間入院患者数		51,465人		
(3)	年間外来患者数		71,980人		
(4)	1日平均入院患者数		141人		
(5)	1日平均外来患者数		295人		
(6)	主要な建設改良事業	(医療器械器具整備等)	329,800千円		
(収益的収入及び支出)					

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			3,845,665千円
第1項 医業収益			3 , 4 9 8 , 9 9 2 千円
第2項 医業外収益			346,623千円
第 3 項 特別利益			5 0 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			3,836,922千円
第1項 医業費用			3 , 7 2 7 , 5 3 2 千円
第2項 医業外費用			94,290千円

第3項 特別損失 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57,102千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

15,100千円

	収	λ	
第1款 資本的収入			399,071千円
第1項 企業債			228,300千円
第2項 補助金			170,771千円
	支	出	
第1款 資本的支出			456,173千円
第1項 建設改良費			329,800千円
第2項 無形固定資産費			600千円
第3項 償還金			125,773千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械整	千円 158,800	証書借入又は	5.0%以内	政府資金及び特定資金
備事業	•	証券発行	(ただし、利率 見直し方式で	については、その融通 条件により、銀行その
その他備品 整備事業	15,000		借り入れる政 府資金等につ	他の場合には債権者との協定によるものとす
病院施設整備事業	54,500		いて、利率の見 直 しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	る。ただし、企業財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。
計	228,300			

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,200,00千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,085,664千円

(2) 交際費

200千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債の償還元金及び支払利息並びに救急業務の費用等の財源に充てるため一般会計からこの会計への負担金並びに補助を受ける金額は、694,177千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、600,00千円と定める。

平成 25 年 2 月 13 日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄